

日本マット運動協会 資格講習受講同意書

私は、日本マット運動協会（以下「協会」という。）が実施する資格講習（以下「本講習」という。）の受講にあたり、下記の内容を十分に理解し、その内容に同意した上で受講を申し込みます。

第1条（受講中の事故・怪我について）

本講習への参加は、受講者本人の責任において行うものとします。講習中に発生した事故、怪我、疾病その他の損害については、協会に故意または重大な過失がある場合を除き、協会は法令上認められる範囲で責任を負わないものとします。受講者は必要に応じて傷害保険その他の保険へ加入するなど、自らの責任において安全対策を講じるものとします。

第2条（キャンセルおよび日程変更について）

受講者は、本講習の日程変更を希望する場合、原則として受講予定日の3日前までに申し出るものとします。

受講予定日の前々日までの日程変更については追加料金は発生しません。前日以降の日程変更については、協会がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、変更手数料またはキャンセル料が発生する場合があります。

当日キャンセルについては、予定受講料の100%をキャンセル料としてお支払いいただきます。なお、当該キャンセル料は、協会に通常生じる平均的な損害の範囲内のものとします。また、当該料金のお支払いが完了するまで継続して本講習を受講することはできません。

第3条（返金について）

受講者都合によるキャンセルについては、理由のいかんを問わず、受講料その他支払済み費用の返金はい行いません。

ただし、協会が認める場合に限り、日程変更または振替受講等の対応を行うことがあります。

第4条（自然災害等による日程変更）

地震、台風、大雨その他の自然災害、交通機関の運休、感染症の流行その他やむを得ない事情が生じた場合、協会は講習日程の変更または再調整について受講者と協議できるものとします。

第5条（資格認定および再受講）

受講者は、資格取得に必要な筆記試験、実技試験その他の認定試験において、協会の定める合格基準に達しなかった場合、資格認定を受けられないことに同意します。

協会は、受講者が合格基準に達しなかった場合に限り、再受講を求めることがあります。

再受講にあたっては、追加料金が発生する場合があります。

第6条（未成年者の受講）

受講者が未成年者である場合は、保護者の同意を得た上で受講するものとし、本同意書には保護者の署名を必要とします。

第7条（受講停止）

受講者が次の各号のいずれかに該当すると協会が判断した場合、協会は受講資格を停止または取り消すことができるものとします。

- ・他の受講者、講師または関係者に対する迷惑行為があった場合
- ・講習の進行を妨げる行為があった場合
- ・安全管理上問題がある行為を行った場合
- ・法令または公序良俗に反する行為を行った場合
- ・その他、客観的かつ合理的な理由により、講習の円滑な運営又は安全確保に重大な支障があると協会が判断した場合

なお、受講者の責めに帰すべき事由により受講資格が停止または取り消された場合であっても、受講料その他支払済み費用の返金はい行いません。また、当該講習に係る資格認定を受けることはできません。

個人情報の取扱い

受講者から取得した氏名、住所、生年月日その他の個人情報は、本人確認、受講管理、資格認定、本講習に関する連絡その他本講習の運営に必要な範囲で利用します。

同意欄

私は、本同意書の内容をすべて確認し十分理解したうえでその内容に同意し本講習を受講することを申し込みます。

【署名日時】

年 月 日

【受講者】

氏名

住所

〒

生年月日

西暦 年 月 日

※受講者が未成年の場合のみご記入ください

【保護者】

氏名

住所

〒

受講者との続柄